他道府県の犯罪被害者等支援に係る計画等の概要 ※単独条例制定府県で開始年度が平成30年度以降のもの

道府県名	国	山形県	埼玉県	神奈川県	三重県	滋賀県
	平成17年4月	平成22年3月	平成30年3月	平成21年4月	平成31年4月	平成30年4月
	第三次犯罪被害者等基本計画	第3次山形県犯罪被害者等支援推進計画	埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針 〜犯罪被害者等が再び平穏な生活を営める社会の実現 を目指して〜	第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画 ~犯罪被害者等を温かく支える地域社会を目指して~	三重県犯罪被害者等支援推進計画	滋賀県犯罪被害者等支援推進計画 ~犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で支える ことで、安心して暮らしていくことができる滋賀の実現を目 指して~
策定年月	平成28年4月	令和2年3月	平成31年4月	平成31年3月	令和元年12月	平成30年10月
計画の期間	平成28年度~令和2年度(5年)	令和2年度~令和6年度(5年) ※必要に応じて見直し	期間の定めなし	平成31年度~令和5年度(5年) ※必要に応じて見直し	令和2年度~令和5年度(3年) ※必要に応じて見直し	平成30年度~平成33年度(4年) ※必要に応じて見直し
	○基本方針 1 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること 2 個々の事情に応じて適切に行われること 3 途切れることなく行われること 4 国民の総意を形成しながら展開されること ○重点課題 1 損害の回復・経済的支援等への取組 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 3 刑事手続への関与拡充への取組 4 支援等のための体制整備への取組 5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	○基本理念 1 個人としての尊厳の尊重 2 名誉・生活の平穏化への十分な配慮 3 途切れることのない支援を行うため、適切な役割分担の下での連携・協力 4 すべての県民の理解とそれぞれの立場における自主的取組の推進 ○重点課題 1 支援体制の整備・充実 2 損害回復・経済的支援の促進 3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止 4 県民の理解促進	○基本方針 1 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障 2 被害の状況に応じた適切な支援 3 切れ目のない支援の推進 ○重点課題 1 支援のための体制整備への取組 2 損害回復・経済的支援等への取組 3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止等 4 県民の理解の増進と配慮・協力確保への取組	○基本目標 1 犯罪等により壊された日常生活の早期回復 2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成 ○施策の基本方向 1 総合支援体制の充実と支援関係機関との連携 2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供 3 県民・事業者の理解の促進 4 犯罪被害者等を支える人材の育成	されること 3 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な 支援が途切れることなく提供されること	○目指す姿 県条例3条に定める基本理念のもと安心して 暮らしていくことのできる滋賀の実現を目指す。 ○施策の基本的な方向 1 犯罪被害者等が抱える多様な課題に応え、平穏な 生活への復帰を支援します。 2 犯罪被害者等を支える社会の形成を推進します。
施策体系	1 損害回復・経済的支援等への取組 (1)損害賠償の請求についての援助等 (2)給付金の支給に係る制度の充実 (3)居住の安定 (4)雇用の安定 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 (1)保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (2)安全の確保 (3)保護、捜査、公判等の過程における配慮等 3 刑事手続への関与拡充への取組 (1)刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等 4 支援等のための体制整備への取組 (1)相談及び情報の提供等 (2)調査研究の推進等 (3)民間の団体に対する援助 5 国民の理解の増進と配慮協力確保への取組 (1)国民の理解の増進	1 支援体制の整備・充実 (1)推進体制の整備 (2)総合的相談体制の整備 (3)支援従事者の育成 (4)調査研究 (5)支援従事者に対する支援 (6)民間支援団体に対する援助 2 損害回復・経済的支援の促進 (1)日常生活の支援 (2)居住の安定 (3)雇用の安定等 (4)経済的負担の軽減 3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止 (1)心理学的相談の充実等 (2)安全の確保 4 県民の理解促進 (1)広報及び啓発	1 支援のための体制整備への取組 (1)推進体制の整備 (2)相談・情報提供体制の充実 (3)支援従事者の育成 (4)民間支援団体に関する援助 2 損害回復・経済的支援等への取組 (1)日常生活の支援 (2)居住の安定 (3)雇用の安定 (4)経済的な助成に関する情報の提供等 3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止等 (1)保健医療サービス・福祉医療サービスの充実等 (2)安全の確保 4 県民の理解の増進と配慮・協力確保への取組 (1)広報・啓発	1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携 (1)総合支援体制の充実 (2)地域における支援体制の充実 (3)支援関係機関との連携強化 2 日常生活回復に向けたきめ細かな支援の提供 (1)経済的負担の軽減 (2)法律問題の解決への支援 (3)日常生活の支援 (4)心身に受けた影響からの回復 (5)一時的な住居の提供等 3 県民・事業者の理解の促進 (1)県民・事業者の理解の促進 4 犯罪被害者等を支える人材の育成 (1)犯罪被害者等を支える人材の育成	1 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援 A 相談及び情報の提供 B 被害の早期回復・軽減のための支援 C 生活再建に対する支援 2 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進 A 総合的な支援体制の整備 B 犯罪被害者等への理解の促進	1 平穏な生活への復帰支援 (1)総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実 ア 関係機関・団体との連携、協力による総合的な支援体制の整備 イ 犯罪被害者等を支える人材の養成ウ 総合窓口等による情報提供体制の充実 (2)深刻な犯罪被害からの回復支援ア 心身に受けた影響からの回復支援イー時保護等による安全の確保ウ 平穏な生活への復帰に向けた支援 2 犯罪被害者等についての県民理解の促進(1)犯罪被害者等についての県民理解の促進ア 犯罪被害者等の置かれている状況等に関する広報啓発・学校における教育の充実イ犯罪被害者等を支える人材の養成(2)民間支援団体への支援
道府県名	大阪府	和歌山県	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県
条例施行	业成31年1日	LV #01 Æ 4 B	IN COOCO I			
		平成31年4月 和歌山県犯罪被害者等支援基本計画	平成30年3月 福岡県犯罪被害者等支援計画	平成29年4月 佐賀県犯罪被害者等支援推進計画	令和元年7月 長崎県犯罪被害者等支援計画	平成30年4月 大分県犯罪被害者等支援推進指針
計画名	大阪府犯罪被害者等支援に関する指針	和歌山県犯罪被害者等支援基本計画	福岡県犯罪被害者等支援計画 ~誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して~	佐賀県犯罪被害者等支援推進計画 〜犯罪被害者等に寄り添い温かく支える地域社会を目指 して〜	長崎県犯罪被害者等支援計画	大分県犯罪被害者等支援推進指針
計画名	大阪府犯罪被害者等支援に関する指針 令和2年1月	和歌山県犯罪被害者等支援基本計画 令和2年4月	福岡県犯罪被害者等支援計画 ~誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して~ 平成31年4月	佐賀県犯罪被害者等支援推進計画 〜犯罪被害者等に寄り添い温かく支える地域社会を目指 して〜 平成30年3月	長崎県犯罪被害者等支援計画 令和元年12月	大分県犯罪被害者等支援推進指針 平成30年3月
計画名	大阪府犯罪被害者等支援に関する指針	和歌山県犯罪被害者等支援基本計画	福岡県犯罪被害者等支援計画 ~誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して~	佐賀県犯罪被害者等支援推進計画 〜犯罪被害者等に寄り添い温かく支える地域社会を目指 して〜	長崎県犯罪被害者等支援計画	大分県犯罪被害者等支援推進指針
計画名 策定年月 計画期間	大阪府犯罪被害者等支援に関する指針 令和2年1月	和歌山県犯罪被害者等支援基本計画	福岡県犯罪被害者等支援計画 ~誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して~ 平成31年4月 平成31年度~令和3年度(3年)	佐賀県犯罪被害者等支援推進計画 ~犯罪被害者等に寄り添い温かく支える地域社会を目指して~ 平成30年3月 平成30年度~平成32年度(3年) ※必要に応じて見直し 〇重点項目 1 犯罪被害者等に対する各種情報の提供等 2 精神的・経済的支援 3 関係機関相互の連携 4 理解の増進 〇基本理念(県条例) 1 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、ふさわしい処遇が保障されるよう取り組むこと 2 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に取り組むこと	長崎県犯罪被害者等支援計画	大分県犯罪被害者等支援推進指針 平成30年3月 平成30年度~平成32年度(3年) ※必要に応じて見直し 〇基本方針 1 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること 2 支援が犯罪被害者等の個々の事情に応じて適切に行われること 3 支援が途切れることなく行われること 4 支援施策が県民の理解と協力を得ながら展開されること